

住民登録法改正からみるサウジアラビアの 家族法成立の見通し



上智大学 総合グローバル学部 教授 辻上 奈美江

3月31日に発表された2021年のグローバル・ジェンダー格差報告書によれば、サウジアラビアは156カ国中147位と、昨年（153カ国中146位）とそれほど変わりばえしないものに留まった。これに加えて、このところサウジアラビアに関しては、米国でサウジ人ジャーナリスト殺害事件の報告書が公開され、女性の自動車運転解禁運動に関与した女性活動家が釈放されるなど、人権問題が耳目を集めている。他方で、2021年2月にムハンマド皇太子が家族法成立に向けて調整が進められていることを発表するなど、近年のサウジアラビアにおける女性の地位向上に対する政府の取り組みには目覚ましいものがある。

近年では、自動車運転解禁が注目されたが、女性の地位向上については、アブドゥッラー前国王時代（2005-2015）から段階的に進められてきており、国会に準ずる諮問評議会には2013年から勅選による女性議員が20%を占めるほか、2020年には同女性議員が諮問評議会のナンバーズリーの地位とされる報道官補佐に任命されるなど、女性のハイレベルでの政治参加が進んでいる。このように国政レベルの政治の舞台に一定割合の女性議員が加わったことで変化しているのが、女性や子どもに関する法整備である。2019年には、旅行時の許可証廃止に加えて、「住民登録法」の複数の条項が改正された。これらはいずれもサウジ社会において手をつけにくい分野として温存されてきた男性後見人制度の見直しを迫るものであり、サウジ国内では、運転解禁よりも女性の生活に直結した問題であると議論されることもあるテーマである。

本稿では、第一に中東諸国の事例から家族法の明文化と女性の地位との関係を概観する。そして、第二に2019年に改正されたサウジアラビアの「住民登録法」の主要条項を確認することで、女性の地位に起きうる変化について検討する。これらを踏まえた上で、家族法成立によって期待されることを分析する。

中東諸国の事例からみる家族法と女性の地位

家族法 (qanūn al-usra) あるいは身分法 (al-aḥwāl al-shakhsīya) とは、国によって呼称は異なるが、基本的にはイスラーム法に依拠しながら、主に相続、婚姻、離婚について扱う法律である。いずれも女性や子どもの社会および家庭における地位を規定する重要

な根拠となるものである。本論では便宜的に、相続、婚姻、離婚について扱う法律をすべて「家族法」と呼ぶ。

ところでイスラーム法では、性別に基づく権利義務を前提としており、夫の扶養と妻の(性的)服従とがいわば交換関係で成立することを前提としている¹。近代以降、国民国家制度のもとで制定された「家族法」は、各国のイスラーム法の解釈を反映するものであり、そこに定められた婚姻、離婚、相続に関する規定は、国による差が大きい。このため家族法が明文化されていることのみによって、女性の権利保護や地位向上が保障されているとは言い切れない。チュニジアやモロッコのように家族法の改定を重ねて、男女平等を志向する国もあれば、ヨルダンやエジプトのように男女の権利義務を分けることを前提としている国もある。

家族法の規定内容によって女性の地位を大きく左右するのは、①男性後見人制度、②複婚(いわゆる一夫多妻)禁止条項の有無、③夫の扶養・妻の服従条項である。①男性後見人制度については、たとえば、女性が自らの婚姻について決断できるか、あるいは父親などの「後見人」による介入を前提としているかどうかで、女性の自立と自律を認めているかどうかを知ることができる。ヨルダンやリビアでは女性の結婚において後見人の合意が必要、エジプト、チュニジア、モロッコでは不要となっている²。

②アラブ世界で最もはやく家族法で複婚を規定したのはチュニジアであった。同国ではフランスからの独立直後の1956年に、複婚の禁止に加えて、あらゆる離婚を法廷でのみ有効にするといったことがらが決められたことが画期的とされた。モロッコやエジプトなどでは、家族法において複婚は制限されている。

③夫の扶養・妻の服従についても、エジプトでは、1920年の家族法成立時以降、夫の扶

筆者紹介

2008年神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程修了。博士(学術)。日本学術振興会特別研究員、高知県立大学講師、東京大学特任准教授などを経て現職。

著書に『現代サウディアラビアのジェンダーと権力』(福村出版, 2011年), 『イスラーム世界のジェンダー秩序』(明石出版, 2014年), 共著に Arab Women's Activism and Socio-Political Transformation (Palgrave, 2018), Asian Migrant Workers in the Arab Gulf States (Brill, 2019), Women Rising (New York University Press, 2020), 『ジェンダー暴力の文化人類学』(昭和堂, 2021年) など。専門は中東地域の比較ジェンダー論および地域研究。

1 桑原尚子2015. 「国際人権とイスラーム——ジェンダーを中心に」『都市経営』第7巻, 35-45. <http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/fcu/meta> および, 青柳かおる2020. 「ガザリーアの「婚姻作法の書」にみられる夫婦観——コーラン4章34節の解釈にみられる役割分担に着目して」『比較宗教思想研究』第20輯, 1-20.

2 OECD. 2017. “The Impact of Family Law on Women’s Economic Empowerment in Selected MENA Countries.” *Women’s Economic Empowerment in Selected MENA Countries: The Impact of Legal Frameworks in Algeria, Egypt, Jordan, Libya, Morocco and Tunisia*. Competitiveness and Private Sector Development, OECD Publishing, Paris. https://read.oecd-ilibrary.org/development/women-s-economic-empowerment-in-selected-mena-countries_9789264279322-en#page4 (最終閲覧日: 2021年4月1日)

養と妻の服従が貫かれているのに対して³、チュニジアでは、1993年の家族法改正時に、夫の扶養・妻の服従条項を廃止し、夫婦「相互の思いやりと助け合い」へと表現を改めている⁴。またモロッコでは2004年、家族・育児について夫婦がともに責任を有することが定められた。

湾岸アラブ諸国では、北アフリカに比べると家族法の明文化は遅れたものの、2000年代に次々と明文化されることになった。このうち2005年に家族法が制定されたUAEでは人口に占める外国人の割合が多いことに鑑み、2020年の法改正によって未婚の男女が住居を共にすることを認めた。アラブ世界では異例の規定である。バハレーンでは、2009年にスンナ派にのみ適用される家族法が成立した⁵。

これまでのところ家族法が明文化されていないサウジアラビアでは、男性からの一方的な離婚や、第一夫人の望まない複婚が、法律に規制されることなく行われてきた。さらにサウジアラビアでは、妻の扶養や同居を前提としない「ミスヤール婚」のような形態の婚姻関係が存在するが、これらは男性に都合が良いのみならず、結婚することが当然とされる社会において、婚期を逃した女性たちの「受け皿」としても機能してきた。

他方で、同国では近年、離婚件数が増加し、社会問題化している⁶。離婚した女性は、社会的・経済的・法的問題に直面することが多く、家族法成立を望む声も高まっている。諮問評議会の女性議員らの間でも、過去数年間にわたって家族法の明文化の必要性が議論されてきた。

394人の離婚経験女性への質的調査から、離婚女性の直面する問題を明らかにしたSaleh and Luppicini の論文によれば、女性は社会的、経済的、心理的、そして法的問題に直面する傾向がある。だが、離婚女性に押される社会的な烙印のために、これらの問題や経験が女性間で共有されることは稀であるとも指摘されている。なかでも本論に関連する法的問題として、半数以上の女性が離婚後、男性後見人の問題に直面することになったことに着目したい。離婚女性は、求職活動や旅行時における男性後見人の必要性（なお、旅行時

3 Sonneveld, N. 2009. Khul' Divorce in Egypt : Public Debates, Judicial Practices, and Everyday Life. *PhD Thesis*. Amsterdam Institute for Social Science Research.

https://pure.uva.nl/ws/files/1310268/63352_08.pdf

(最終閲覧日：2021年4月2日)

4 辻上奈美江2014.『イスラーム世界のジェンダー秩序——「アラブの春」以降の女性たちの闘い』明石書店, p. 69.

5 The Bahrain Center for Human Rights. 2014. *Family Law in Bahrain*.

https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/BHR/INT_CEDAW_NGO_BHR_16373_E.pdf

(最終閲覧日：2021年4月2日)

6 2018年の1年間に4万6300件の離婚があったとされる。“5 Divorce Cases Every Hour: Justice Ministry.” *Saudi Gazette*. September 8, 2018.

<https://saudigazette.com.sa/article/542978>

(最終閲覧日：2021年4月2日)

の男性後見人の許可証は先述のとおり2019年に廃止)や、女性本人の名義での住居の賃貸または売買契約の困難に直面したとされる。女性が離婚した場合、多くは女性の父親などの男性後見人のもとで生活することが求められるが、同論文では、これらの女性が、実家の家族から離婚したことを責められ、肩身の狭い思いをしながら生活しなければならないといった問題も指摘されている。さらに男性後見人が不在の場合、訴訟を起こし、裁判所に出向くことが難しいといった問題も挙げられた。離婚訴訟を起こす場合には、女性は圧倒的に不利になる。

筆者がかつて聞き取り調査を行った離婚女性は、裁判官が男性であるために面会が難しいこと、さらに男性的視点から判決が下されることに問題があると訴えていた。また、Saleh and Luppiciniによる調査に応じた女性の過半数が、男性後見人不在の状況では、パスポートや自らの身分証明書を取得することも難しいと回答した。さらに2018年までは離婚女性は子どもの親権を得ることができない問題もあった。サウジアラビアでは完全に教育課程は男女別学であり、男子校に女性が入構することは難しい。男児の母親は、息子の通う学校に連絡を取ることすらできなくなる問題も同論文で指摘されている⁷。

2007年に筆者の面会に応じてくれた別の女性は、夫が別の女性と結婚していたことを知り精神的に追い詰められたものの、これらの問題を回避するため、離婚することを選ばなかったと語った。当時、女性が親権を取得することは難しく、3人の娘の母親としての地位を維持することも重要であったが、それに加えて、大学教員として海外出張する機会の多い彼女にとって、海外渡航許可証に気軽に署名してくれる夫は、離婚すれば後見人となる気難しい兄よりもマシという判断もあったようである。しかしその数年後、第三夫人との結婚を機に、彼女は夫から一方的に離婚されることとなった。第三夫人が、結婚の条件として、第一夫人および第二夫人とそれぞれ離婚することを要求したからだという。複婚を規制し、男性からの一方的な離婚を制限する法律が不在の状況では、女性はこのような状況を受け入れざるを得ない。

「住民登録法」改正が意味すること

このような制度に一石を投じることが期待されるのが、2019年に改訂された「住民登録法」(アラビア語では *nizām al-aḥwāl al-madaniya*, 英語では Civil Status Law と訳されているが、ここでは便宜的に「住民登録法」と意識した)の複数の条項である。サウジ

7 Saleh, Ramzia Hisham, and Luppicini, Rocci. 2017. "Exploring the Challenges of Divorce on Saudi Women." *Journal of Family History* 42(2): 184-198.

アラビアでは、建国初期の1930年代から国民の住民登録の必要性が認識され始めた⁸。これは建国当時、人口の過半数を占めたとされる遊牧民を掌握・支配するためでもあった⁹と考えられる。そして同国では、1983年以降、国民には10桁の個人番号が付与され、登録する制度が開始した。1986年に制定された「住民登録法」は、国民の住居や婚姻・離婚状況を把握するために制定された法である。登録内容は内務省のシビル・ステータス課が管轄しているが、出生や死亡についての登録は保健省、結婚や離婚についての登録は法務省が窓口になる仕組みになっている¹⁰。「住民登録法」のなかには、女性や子どもに関する取り決めも多く、2019年に改正された第30条、第33条、第47条、第50条、第53条および第91条は、男性後見人制度を抜本的に見直す内容となっている。ここでは、改正の対象となった条項を、2点にまとめて検討する¹¹。

第一の改正ポイントは、成人女性の居住の自由を認める方向性が示されたことだろう。従来の第30条では、既婚女性は夫の住居、未成年は父親または父親に委託された者の住居と定められていた。だが、2019年改正法では、既婚女性に関する部分が削除された。ワシントン・アラブ湾岸研究所のイーマーン・アル＝フサインは、この条項の改正によって「不在届 (taghaiib)」に対して一石を投じることができる可能性を指摘している¹²。「不在届」とは、通常、親が娘の不在を警察に通報するものである。だが、日本の「捜索願」とは異なり、「不在届」が提出されるのは、娘が行方不明の場合のみならず、所在が明らかであったとしても親から独立して居住する場合なども含まれる。同条文削除後の2020年7月、ある成人女性の父親が、後見人（父親本人）の許可を得ずにたびたび国内を旅行したことについて訴訟を起こしたが、裁判所はこの訴えを退けた。判決文には、成人女性は居住の自由を有することが明記されていたという¹³。

8 Civil Registration and Vital Statistics Knowledge Center. 2008. *Civil Registration and Vital Statistics System in Saudi Arabia*. United Nations.

<https://unstats.un.org/unsd/vitalstatkb/KnowledgebaseArticle50085.aspx>

(最終閲覧日：2021年4月2日)

9 冨塚俊夫1996.「サウジアラビアにおける部族社会と国家」福田安志編『GCC 諸国の石油と経済開発—石油経済の変化のなかで—』アジア経済研究所, 171-206.

10 Civil Registration and Vital Statistics Knowledge Center. 2008.

11 「住民登録法」の条項については、hai'a al-khubarā' bi-majlis al-uzarā' のウェブサイトを参照した。

<https://laws.boe.gov.sa/BoeLaws/Laws/LawDetails/7e2b99b1-0e84-4dd1-90c7-a9a700f18cdf/1>

(最終閲覧日：2021年3月31日)

12 Alhussein, Eman. "Saudi Changes to Guardianship System Ease Restrictions on Women", *Blog Spot, The Arab Gulf Institute in Washington*. August 7, 2019.

<https://agsiw.org/saudi-changes-to-guardianship-system-ease-restrictions-on-women/>

(最終閲覧日：2021年4月1日)

13 "Al-taghayyib: mā huwa?", *BBC News Arabic*. July 2016, 2020.

<https://www.bbc.com/arabic/trending-53432496>

(最終閲覧日：2021年4月4日)

サウジアラビアでは従来、離婚した女性が父親などの男性後見人から独立して生計を営むことができないと先述したが、30条の改正とそれを踏まえた判決は、離婚女性を含めた成人女性が、独立して生活する可能性を示すものである。

第二の主要な改正点は、母と子に関するものである。第91条では、これまで家長は父親とされてきたのに対して、改正法では、未成年に責任を有するのは父親または母親とされた。従来の法では、妻と子はいずれも男性の家長に保護される存在とみなされてきた。だがこの条項の改正によって、母親も、子どもとの関係において、父親と対等な関係を結ぶものと理解できる。

その他の改正点は、第91条の変更の手続きを示すものであると理解して良いだろう。具体的には、改正前の第50条では、夫は婚姻後60日の間にシビル・ステータス課から家族となったことを示すIDの発行を受ける必要があるとされた。改正後は、「夫婦のどちらかが家族IDの発行を受ける」と記載されている。また家族の出生・死亡に関する届出、そして婚姻や離婚に関する届出も、2019年の法改正で女性が手続きすることが可能になった。第33条では、これまでは原則として父親が子どもの出生届を提出することを求めていたが、改正法では、「子の親」とされた。これによって母親が出生届を提出することも可能となったのである。第47条では、これまで夫に婚姻届や離婚届を提出する責任があることを定めていたが、改正法では、「夫」から「夫か妻のいずれか」に修正された。さらに従来の第53条では、家族の死亡届を提出する義務は男性の家族構成員にあったが、改正法では「男性の」という文言が削除され、女性による死亡届の提出も可能になった。いずれも、より対等な男女の関係性を示すものとなった。

これらを総合的に離婚女性に引きつけて考えるなら、女性自身が離婚後も子どもの親としての権利を有し、子どもとの法的関係を必要に応じて確認できることが示されているのではないだろうか。従来、サウジアラビアでは離婚女性が子どもとの関係を証明することが難しかった。2018年には女性も子の親権を得ることが可能になったとはいえ、経済的理由のために、あえて親権取得を諦める女性も少なくない。法改正を通じて、先述のような、男児の母親が、息子の通う学校に連絡を取れないといった問題が解消する可能性が見えてきた。

このように2019年の「住民登録法」の改正は、成人女性の居住の自由と、母と子の関係を大きく変えるものである。結果的に、男性の後見人としての支配権が弱められることをも意味しているとすれば、家族の关系到切り込んだ同法の改正の意義は大きい。

家族法の注目点とまとめ

これらの条項の改正で男性後見人の支配権は確実に弱められたが、現状では、男性後見人の許可が必要とされることが残されている。たとえば、結婚時の男性後見人の許可

はそれにあたるのだが、これは「住民登録法」ではなく、「家族法」において扱われる分野である。今後成立予定の家族法では、男性後見人について、「住民登録法」の改正が示した方針がどのように引き継がれ、発展されるかが着目点となる。

これに関連して、夫の扶養・妻の服従についてどのように記載されるかも注目点となる。改正「住民登録法」では、子どもに対するより対等な男女の関係が示されたところであり、扶養・服従条項を設けるとは考えにくい。他方で、就職や就労面で女性は男性よりも厳しい環境に置かれていることもたしかであり、現状では、経済的自立は一部のエリート女性以外には依然として難しいことである。女性が、男性による経済的扶養を望んでいる側面も否定できない。

複婚や男性の一方的な離婚もまた、今後の男女間の権力関係を規定する重要な条項となる。家族法制定の背景には、冒頭で述べたサウジアラビアに対する悪評を払拭する狙いもあるとすれば、これらがまさにサウジ社会の今後の焦点となる。

*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。